

[http://www](http://www.ckkc.kochi-u.ac.jp/)

地域連携推進センター ニュースレター 〈第37号〉

〒780-8073 高知県高知市朝倉本町2丁目17-47

TEL:088-844-8555 FAX:088-844-8556

<http://www.ckkc.kochi-u.ac.jp/>

編集責任者: 吉用武史

はじめに

土佐フードビジネスクリエーター人材創出 文部科学大臣賞受賞

土佐フードビジネスクリエーター(FBC)人材創出は、これまでの成果が認められ、この度、イノベーションネットアワード 2014 文部科学大臣賞を受賞しました。

6月20日に表彰式および受賞者講演が開催され、受田センター長および吉金特任准教授が出席してきました。

(詳細は域学連携推進部門のページにてご紹介します)



目次

p1 はじめに

p2 域学連携推進部門

Topic1. イノベーションネットアワード 2014
文部科学大臣賞受賞

Topic2. 2014 カツオセミナーin 高知 開催

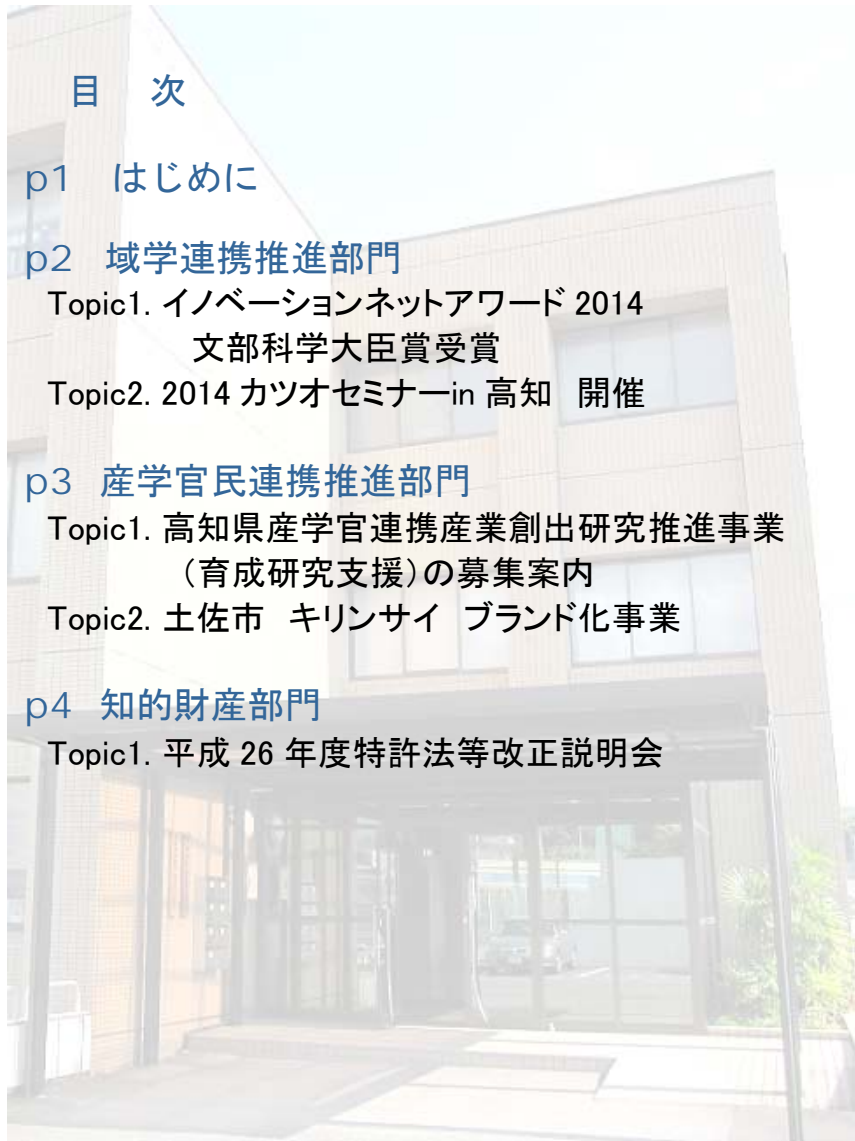
p3 産学官民連携推進部門

Topic1. 高知県産学官連携産業創出研究推進事業
(育成研究支援)の募集案内

Topic2. 土佐市 キリンサイ ブランド化事業

p4 知的財産部門

Topic1. 平成 26 年度特許法等改正説明会



Topic 1. イノベーションネットアワード 2014 文部科学大臣賞受賞

土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業(土佐 FBC)は、高知県の食品産業人材の育成を目的に平成20年度から実施してきました。これまでに189名の修了生を県内に輩出し、修了生同士のネットワークを基盤に多数の商品開発や販路開拓にも結びついており、県内への経済効果は3.5億円以上とも試算されています。これまでの成果が認められ、全国の大学等による人材育成事業の中でも特に優れた取り組みとして、この度、イノベーションネットアワード 2014 の文部科学大臣賞を受賞いたしました。



<選定理由>

食品加工分野の高付加価値化に向け、生産・加工・マーケティングまでを担える中核人材を育成。これら人材のネットワークを活かし、新商品開発、販路開拓等に結び付け、地域における経済効果を生み出している

表彰式及び受賞者講演が6月20日(金)、TEPIA 4F ホールにて開催され、地域連携推進センター受田センター長が講演しました。今回の受賞を励みに、土佐 FBC の更なる発展と高知県への貢献を目指してまいります。



Topic 2. 2014 カツオセミナーin 高知 開催

平成 26 年 6 月 28 日(土)、高知大学朝倉キャンパスメディアホールにて、第 3 回目となる「2014 カツオセミナーin 高知」を開催しました。本セミナーは、高知大学と黒潮町との連携により運営する日本カツオ学会の主催事業であり、カツオに関する学術的な調査・研究を発表する場として年 1 回開催しております。今年は約 70 名の来場者となり、盛会裏に終えることができました。

<プログラム>

【基調講演】

「太平洋沿岸カツオ標識放流共同調査と一連の協働・普及啓発活動」

杉本信幸(味の素(株)環境・安全部 兼 CSR 部 専任部長)

「アーカイバルタグ調査による日本近海におけるカツオ北上来遊行動」

「中西部太平洋のカツオ漁業と資源の現状」

小倉未基((独)水産総合研究センター 国際水産資源研究所 かつお・まぐろ資源部長)

【特別講演】

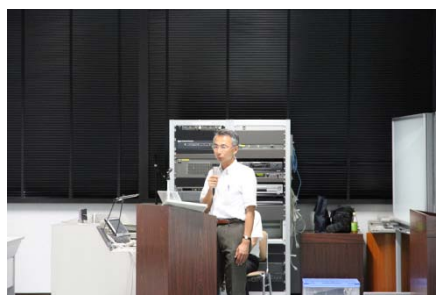
「カツオ漁の風土と災害」

川島秀一(東北大学災害科学国際研究所 人間・社会対応研究部門 教授)

【一般講演 6 演題】



味の素(株) 杉本専任部長



(独)水産総合研究センター
小倉部長



東北大学 川島教授

Topic 1. 高知県産学官連携産業創出研究推進事業 (育成研究支援) の募集案内

平成26年度高知県産学官連携産業創出研究推進事業(育成研究支援)の募集案内がありましたのでお知らせします。応募される場合は、平成26年7月7日(月)までに地域連携推進センター産学官民連携推進部門(地域連携課産学官民連携推進係)まで提出願います。

ー平成26年度高知県産学官連携産業創出研究推進事業(育成研究支援)委託事業ー

■事業目的

本県の産業振興に寄与することが期待される産学官連携共同研究を早期の段階から育成することで、県の産学官連携産業創出研究推進事業や国等の研究支援制度による実用化研究への移行を促進し、将来的な産業振興につなげます。

なお産業振興計画の重点課題である「新エネルギー」「防災」「食品」の3分野を中心として、研究提案を募集することとします。

■資格要件

原則として、県内の「産」「学」「官」のうち、複数の機関により構成された研究組織であること(「産」のみ又は「学」のみの構成も可能。また、一機関のみによる提案も可能。ただし「官」のみの構成は対象外。)

■事業内容等

見積限度額: 1,500千円

研究期間: 委託契約の日から平成27年3月31日まで

採択件数: 2件程度

■公募期間

平成26年6月16日(月)から平成26年7月18日(金)午後5時15分(必着)まで

公募事業の詳しい内容、提案書様式等は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151901/2014061200093.html>

Topic 2. 土佐市 キリンサイ ブランド化事業

平成26年6月9日(月)に土佐市グランディールで熱帯性の海藻「キリンサイ」を使ったメニューの試食会が開催されました。本学関係者のほか、キリンサイブランド化協議会関係者やフードプロデューサーなどが参加し、試食後に食感や味、見栄えなどについて意見交換を行いました。試食会後には、協議会も開催され、今後、土佐市ブランドの特産品としてどのように売り込んで行くかなど検討を重ねていくことが話し合われました。



Topic 1. 平成 26 年度特許法等改正説明会

先月号でもお知らせしましたが、「特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年 5 月 14 日法律第 36 号)」が公布されました。この法律改正に関する説明会が、6 月 11 日(水)高松市サンポート合同庁舎会議室で開催されました。

概要は以下の通りです。

A. 特許法の改正

(1)救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする等の措置を講ずる。

(2)特許異議の申立て制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する。

B. 意匠法の改正

(1)複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る。

C. 商標法の改正

(1)保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている色彩や音といった商標を我が国における保護対象に追加する。

(2)地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及び NPO 法人を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。

「特許法等の一部を改正する法律」の概要



1. 背景

▶ 今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも平成 25年6月閣議決定)の着実な実行のためには、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備が必要。

2. 改正法の概要

▶ 国際的な制度調和の観点も踏まえ、特許法(救済措置の拡充及び特許異議の申立て制度の創設)、意匠法(複数国に意匠を一括出願するための規定の整備)、商標法(保護対象の拡充及び地域団体商標の登録主体の拡充)等の改正による制度的基盤の整備を行うとともに、弁理士法(弁理士の使命の明確化・業務の拡充)の改正による人的基盤の整備を行う。

3. 措置事項の概要

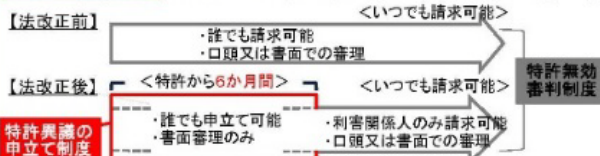
A. 特許法の改正

(1)救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、**出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする**等の措置を講ずる【第108条第4項等】(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講ずる)。

(2)特許異議の申立て制度の創設

特許権の**早期安定化**を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する【第5章】。



C. 商標法の改正

(1)保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている**色彩や音**といった商標を我が国における保護対象に追加する【第2条第1項】。

(2)地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPO法人を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る【第7条の2第1項】。

【海外での我が国企業の商標の登録例】

・色彩の商標
・音の商標
トンボ MONO:湘しゴム
久光製薬
(欧州での登録)

【普及が進む地域ブランドの例】

・香川県小豆島の小豆島オリブオイル
(NPO法人小豆島オリブ協会)



B. 意匠法の改正

Q複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、**複数国に対して意匠を一括出願**するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る【第6章の2】。



D. 弁理士法の改正

Q弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての**弁理士の使命**を弁理士法上に明確に位置づける【第1条】とともに、出願以前の**アイデア段階**での相談業務ができる旨の明確化【第4条第3項第3号】等を行う。

その他

Q手数料の納付手続の簡素化【国際出願法の改正】

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の**他国の特許庁等に対する手数料**について、我が国の特許庁に対する**手数料を一括で納付**するための規定の整備を行う【第18条】。